

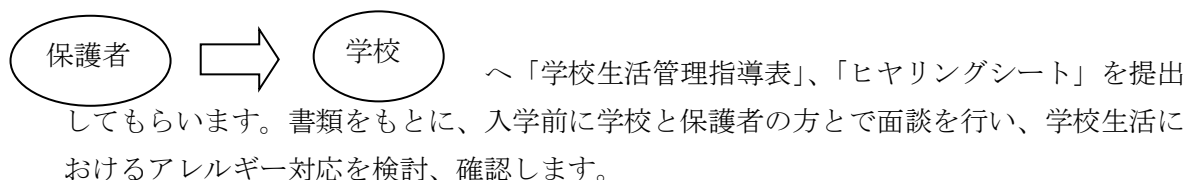
新1年生保護者説明会

令和5年度 アレルギー児童の給食対応の流れについて

1. 管理・配慮の必要な児童の把握

保護者の方のアレルギー対応の申し出により、「生活管理指導表」「ヒヤリングシート」をお渡しします。

2. 対応検討



確認内容：除去食品、内服薬、エピペンの所持の有無ほか

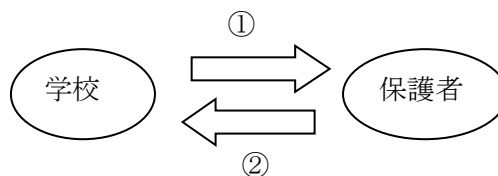
3. 対応の決定

保護者の方との面談後、アレルギー対応の内容を決定します。その後、保護者の方への確認を行い、「アレルギー対応内容確認書」を作成し、保護者の方にお知らせします。

「学校生活管理指導表」と「アレルギー対応内容確認書」は、**学校と保護者**が1部ずつ保管します。

4. 給食対応

①実施月の前月までに、「学校生活管理指導表」に基づき、「アレルギー対応献立表」を作成し、保護者の方にお渡しします。



②保護者の方に「アレルギー対応献立表」を確認していただき、「アレルギー対応献立表」を学校へ提出して頂きます。

③給食の提供

アレルギーの給食対応は、除去食対応か、場合によっては弁当持参をお願いすることがあります。除去食の場合は、誤食を防ぐため、対象児童の名前を明記した除去食を提供します。

※アレルギーの有無に限らず、医師の診断により、給食において特別の配慮が必要な方は、お申し出ください。

例) 服薬により、食べられない果物がある、など。

※宗教上の理由により、食べられないものがある方は、お申し出ください。